

金山町除雪機購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、除排雪の負担軽減と地域住民等の自助及び共助の機運の醸成を図り、冬期間の安心で安全な生活環境を確保するため、除雪機の購入費用に対し、予算の範囲内において除雪機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者。ただし、同一住所で世帯分離している場合はどちらか一方の世帯を対象とする。
- (2) 過去に除雪機購入費補助を受けていない世帯

(補助対象要件)

第3条 補助金は次の各号に定める要件をすべて満たした場合に交付するものとする。

- (1) 購入により取得した除雪機、ホイールローダ、バックホウ及び農耕用機械に装着する除雪用アタッチメントとする。ただし、個人間の売買により取得した除雪機は、補助金の交付対象としない。
- (2) 補助金申請をした年度の3月31日までに納品されること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1台あたり購入費の4分の1以内（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100,000円を限度として補助する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び次に定める書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 見積書の写し及び規格等要件を満たしていることを証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 町長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通

知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 前条の規定に基づき、申請者が交付決定を受けた後に補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取り下げ届出書（様式第3号）により、速やかに町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の届出書の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第8条 交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助金実績報告書（様式第4号）及び除雪機を購入したことがわかる書類を添付して、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、決定者に補助金額確定通知書（様式第5号。以下「補助金額確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金額確定通知書を受けた者は、補助金請求書（様式第6号）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（返還）

第11条 町長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を決定者に対し命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。